

令和9年度

龍ヶ崎市保育ルーム入所のご案内

目次

1. 保育ルームの概要（放課後児童健全育成事業）	1 ページ
2. 実施期間	1 ページ
3. 開所日及び時間	1 ページ
4. 児童の登所・帰宅に関すること	2 ページ
5. 利用要件	2 ページ
6. 入所申込み時の注意事項	2 ページ
7. 入所申込み方法	3 ページ
8. 受付期間	3 ページ
9. 必要書類	4 ページ
10. 入所決定	5 ページ
11. 保護者負担金	5 ページ
12. 保護者負担金の納入方法について	6 ページ
13. 土曜利用の変更	7 ページ
14. 退所となる場合	7 ページ
15. おやつ代	7 ページ
16. スポーツ安全保険への加入	7、8 ページ
17. よくあるご質問	8 ページ
18. 龍ヶ崎市保育ルーム一覧	9 ページ



↑市公式ホームページ
(様式のDL、
電子申請はこちらから)



© 龍ヶ崎市

龍ヶ崎市 こども未来部 保育課

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地

TEL : 0297-64-1111 (内線610~612)

(令和8年10月作成)

1. 保育ルームの概要（放課後児童健全育成事業）

保育ルームは、市内の小学校に在学する児童（1年生から6年生）を対象に、保護者が仕事や病気等のため児童の保育にあたれない場合、放課後や夏休みなどの長期休みの期間、学校の余裕教室やプレハブの専用施設を活用して、適切な遊びや安全に過ごせる場を提供することで、児童の健全な育成を支援する事業です。

毎日概ね2～3人の放課後児童支援員および放課後児童支援補助員（以下「支援員等」という。）が児童の見守りにあたります。保育ルームの主な活動は、次のとおりです。

- (1)放課後等における児童の安全管理
- (2)遊びや集団活動を通じた児童の育成指導
- (3)児童の育成指導のための保護者や学校との連携
- (4)その他児童の安全管理や育成に必要な活動

※「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」（以下「委託事業者」という。）に業務委託をしています。

2. 実施期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日

保育ルームの入所申込みは毎月受付しています。

新1年生につきましても、年度当初（4月1日）よりご利用いただけます。

申込時期については「8. 受付期間」（3ページ）をご覧ください。

3. 開所日及び時間

開所日	学校の授業がある月曜日から金曜日まで	放課後～午後6時30分
	土曜日※1・長期休業日・振替休業日など	午前8時～午後6時30分※2
閉所日	日曜日・国民の祝日（振替日を含む）・12月29日～1月3日・臨時休校日※3	

※1 土曜日のみの利用はできません。

※2 保護者の就労時間や就労場所により、早朝利用（午前7時30分からの入室）ができます。

申込時点で希望する場合は、『保育ルーム入所申込書』内の該当欄に記入してください。

入所申込書提出後に早朝利用を希望する場合には、別途早朝利用の申請が必要となります。利用の2日前までに各保育ルームまたは市保育課窓口にてご申請ください。（就労証明書等で早朝利用の事由にあたるか状況を確認いたします。）

※3 台風・大雪等で臨時休校になった場合は、保育ルームも閉所となります。

また、インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症で学級・学年閉鎖になった場合、当該学級・学年の児童は通所できません。

4. 児童の登所・帰宅に関すること



児童の安全を最優先に考え、保護者等(父母・祖父母・兄姉(高校生以上))による送迎をお願いしております。兄姉でも中学生以下の送迎は、安全上認められません。

やむを得ず保護者によるお迎えが困難な場合に限り、入所決定後に『ひとり帰りの届出書』の提出により保護者の責任のもと、児童だけの帰宅を認めています。その場合、保育ルームから自宅までの安全管理について、市は責任を負いかねますのでご了承ください。『ひとり帰りの届出書』は各保育ルームにご提出ください。

5. 利用要件

学童保育ルームの開所時間に、ひとり親世帯を除き保護者がどちらも、下記事由のいずれかに該当する必要があります。

保育を必要とする事由	保護者等の状況
就労※ ¹	居宅内外で、児童と離れての就労（テレワーク含む）を常態※ ² としている
	居宅内外で、児童と離れての自営業従事（個人事業主または事業専従者等）を常態※ ² としている
妊娠・出産	出産月の産前産後2カ月以内（最長5カ月）
疾病・障がい※ ³	心身に疾病または障がいがある
介護・看護※ ³	親族の介護・看護を常態※ ² としている
就学	居宅以外の場所での就学を常態※ ² としている

※¹ 求職活動中および育児休業取得中は入所申込できません。

※² 「常態」とは、ここでは月12日以上を指します。

※³ 診断書に記入のある期間内での利用が可能です。長引く場合は、入所決定期間内に再度新しい期間が記入された診断書の提出が必要です。

6. 入所申込み時の注意事項

- (1) 児童の状況を把握されている方（保護者または保護者に代わる方）が、お手続きください。必要に応じ、状況確認のための聞き取りを行う場合があります。
- (2) 保育ルームの申込み取下げ・退所をする場合は、『退所申出書』（各保育ルーム、保育課窓口、市公式ホームページからダウンロード可）を提出してください。なお、申し出た日が最短の最終通所日（退所日）となり、申出日より前に遡ることはできません。
- (3) 過去に保護者負担金の滞納がある方は、全てお支払いいただいてからの受付となります。特に電子申請でのお申込みを予定している方はご注意ください。

7. 入所申込み方法

提出書類がそろっていない場合や不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。

(1)書類持参・・・市役所保健福祉棟1階 保育課窓口



※開庁時間：平日午前9：00～午後5：00まで

(書類審査の関係上、市民窓口ステーション・東部出張所では受付できません。)

(2)電子申請・・・「いばらき電子申請・届出サービス」(右下のQRコード)よりご申請ください。



「龍ヶ崎市役所公式LINE」からもアクセス可能です。

※龍ヶ崎市役所公式LINEのトーク画面より学童保育と入力→学童保育申込みを選択→「いばらき電子申請・届出サービス」に遷移します。

各締切日の午後11：59までの申請を受付いたします。

※パソコンから申し込む場合は市公式HP内にリンクがございます。



- ・申し込みが完了すると「申込を受け付けました」というメールが届きます。また、市による申込み内容の確認が完了すると「申込を受理しました」というメールが届きますので、入所決定通知が郵送されるまで、どちらも保管をお願いいたします。※受理メールは届くまで数日かかります。
- ・以下に該当する方は他の手続き等があるため、電子申請での受付はできません。
保育課窓口へご来庁ください。
 - i. 春休み期間のみの利用
 - ii. 保護者負担金が免除になる方 ※詳しくは「保護者負担金を免除する制度」(5ページ)をご確認ください。
- ・入力内容に不備等がある場合は、修正や資料の提出をお願いする場合があります。
- ・申込み期間内に市で申請内容が確認できない場合(通信障害や操作エラー等で申請が出来ていなかった場合を含む)は、入所希望月からの利用はできません。万が一不具合があったとしても、申込受付・受理メールが確認できない場合は、市では一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

8. 受付期間

入所希望日 ※長期を除き、原則1日入所	受付期間
令和9年4月1日※春休み期間の利用希望を含む	令和9年1月4日(月)～2月12日(金)
令和9年5月～令和10年3月の1日 ※8月を除く	入所希望月の前月15日まで 【例】9月1日入所希望の場合→8月15日が申込締切 ※窓口での手続きは15日が土日祝の場合、直前の平日が締切日
夏休み(7月21日)・8月1日	令和9年6月1日(火)～6月18日(金)
冬休み(12月25日)	令和9年11月1日(月)～11月19日(金)
春休み(3月25日)※3月31日まで	調整中(HP・りゅうほ一にてお知らせ)

通年(～翌年3月31日まで)で保育ルームを利用している場合は、各長期休みの利用にあたって、改めて申込みをする必要はありません。

また、春休み(3月25日～3月31日)期間と次年度4月1日からの申込は同一期間で受付を行います
が、年度が替わるため申請は令和10年3月分と令和10年4月分でそれぞれ必要です。

9. 必要書類



以下の①、②の書類が必要です。不足や不備がある場合は受付できませんので、申込期間内に必ず揃えてご提出ください。（様式は市保育課窓口、保育ルーム、市公式HPにて配布）

①『保育ルーム入所申込書』（様式第1号）・・・児童1人につき1部（電子申請の場合は不要）

②保育を必要とする事由を証明する書類・・・ひとり親世帯を除き、保護者どちらの分も必要

- ・保育所の入所申請等で提出した証明書のコピーをご利用いただけます。なお、この場合ご自身でコピーを取っておいていただく必要があります。（既に原本を提出していることを理由に提出を省略・職員がコピーを用意することはできません。）証明書の有効期限にはご注意ください。
- ・きょうだい同時にお申込みの際は、申込人数分の書類（コピー可）をご用意ください。
- ・同一年度（同じ学年）内に再度入所する際、以前の申込みから変更がない場合は②の書類の提出を省略できます。判断に迷う場合は保育課までお問い合わせください。

保育を必要とする事由	必要書類
就労（被雇用者の方） ※発行日から3カ月以内有効	『就労証明書』（勤務先または雇用主が発行）
就労 （自営業従事者の方） ※発行日から3カ月以内有効	『就労証明書』及び 以下添付書類 ・事業主の場合⇒直近の『確定申告書第1表及び第2表』 （事業開始初年度の場合は『事業開始届』） ・事業専従者の場合⇒『（事業主の）確定申告書第2表または青色申告決算書・収支内訳書（専従者給与の記載があるところ）、青色事業専従者給与に関する（変更）届出書』のいずれかで、事業専従者であることがわかる書類
妊娠・出産	『母子手帳』の写し（表紙と出産予定日が記載されたページ）
疾病・障がい	『診断書（治療期間と児童の保育ができない旨が明記されたもの）』または『障害者手帳』等の写し
介護・看護	介護等を受ける方の『診断書（治療期間が明記されたもの）』または『障害者（療育）手帳』等の写し
就学	『学生証』の写し及び『時間割表』等就学している時間のわかるもの

提出した書類の内容に変更（住所・氏名・家族構成・勤務先、勤務内容 等）が生じたときは、速やかに保育課に届け出をしてください。

電子申請の場合、お手元にご用意いただく書類は②のみとなり、また写真やPDFなどの電子データでよいので、書類のコピー等が不要となり便利です。ぜひご活用ください。



10. 入所決定

入所決定通知書は、原則として入所月の前月20日前後に郵送します。

春休み期間及び年度当初の入所決定通知書は「3月初旬」、夏休み期間の入所決定通知書は「7月初旬」、冬休み期間の入所決定通知書は「12月初旬」に郵送する予定です。

入所決定通知書が届いた方は、利用の前に、保育ルームへ連絡し支援員等から保育ルームでの生活の決まり等に関する説明を受けてください。なお、各保育ルームの連絡先は9ページをご参照ください。

11. 保護者負担金



(1)平日のみの利用は月額5,000円、平日と土曜日の利用は月額6,000円です。

(2)入所児童が2人以上いる世帯の場合、1人目（学年が下の児童）の児童の負担金は5,000円（6,000円）ですが、2人目以降（学年が上の児童）にかかる負担金は半額となります。

(3)月途中で入所*または退所する場合は、日額×在籍日数（開所日）で負担金を算出します。

※月途中の入所は長期休みの決められた日のみ可能です。

在籍児童数	保護者負担金上限額	途中入退所時の日額
1人目	5,000円（6,000円）	300円
2人目以降	2,500円（3,000円）	150円

なお、長期（概ね3カ月）にわたり負担金を滞納したときは、退所の扱いとなる場合があります。

保護者負担金を免除する制度

下記のいずれかの要件を満たす方で、保護者負担金の免除を希望する場合は、『放課後児童健全育成事業負担金減免申請書』を保育課へ提出してください。保育課にて審査を行い、免除が決定した場合は、申請のあった翌月分より保護者負担金が免除となります。

（【例】4月中に負担金減免の申請を行い、決定した場合、5月利用分より減免の対象となる）

- ・児童の保護者が、生活保護法による生活保護を受けている場合
- ・児童の世帯が、ひとり親世帯で、前年度分の住民税が非課税の世帯の場合

※減免を申請する方のうち、令和8年1月1日時点で龍ヶ崎市に住民登録のない方は、住民登録があった市区町村で「令和8年度 市(区・町・村)民税課税証明書」（非課税証明書）を発行の上、減免申請書とともにご提出ください。証明書発行については、該当する市区町村税証明担当課にお問い合わせください。

1 2. 保護者負担金の納入方法について

保護者負担金は翌月納付、かつ原則「口座振替」での納付となります。

『口座振替依頼書』または『WEB口座振替登録』を使用して登録をお願いいたします。きょうだいのルーム利用時に登録済みなど、世帯で今までに口座登録をしたことがある場合は登録不要です。

なお、口座が準備できない等の特別な理由がある場合には保育課までご相談ください。

(1) 口座振替依頼書を用いての登録の場合

3枚複写の届出印欄のすべてに金融機関届出印を押印し、1、2枚目をご提出ください。書類を書き損じた時は、見え消し線で訂正し、その箇所に届出印を押印してください。

(2) Web口座振替登録の場合

右のQRコードより口座振替登録サイトにアクセスして基本情報、口座情報等を入力してください。

「龍ヶ崎市役所公式LINE」からもアクセス可能です。

※龍ヶ崎市役所公式LINEのトーク画面より学童保育と入力→口座振替受付を選択→

「龍ヶ崎市Web口座振替受付サービス」に遷移します。



≪口座振替取扱金融機関≫

◇常陽銀行 ◇みずほ銀行※ ◇三井住友銀行 ◇筑波銀行 ◇ゆうちょ銀行
◇水戸信用金庫 ◇茨城県信用組合 ◇中央労働金庫※ ◇水郷つくば農業協同組合※

※のついた金融機関はWeb口座登録不可。『口座振替依頼書』でのみお申込みが可能です。

口座振替日は、毎月末日（12月のみ25日。振替日が土・日・休日の場合は翌平日）です。振替結果は通帳でご確認ください。口座振替の場合、領収証の発行はありません。

利用月	口座振替予定日	利用月	口座振替予定日
4月	令和9年 5月31日(月)	10月	令和9年11月30日(火)
5月	令和9年 6月30日(水)	11月	令和9年12月27日(月)
6月	令和9年 8月 2日(月)	12月	令和10年 1月31日(月)
7月	令和9年 8月31日(火)	1月	令和10年 2月29日(火)
8月	令和9年 9月30日(木)	2月	令和10年 3月31日(金)
9月	令和9年11月 1日(月)	3月	令和10年 5月 1日(月)

口座登録が振替処理に間に合わなかった場合は納付書を郵送いたします。

また、残高不足等により口座振替ができなかった場合は、再振替は行っておりませんので、後日「口座振替不能通知書（納付書）」を郵送いたします。龍ヶ崎市役所(本庁舎1階会計課、市民窓口ステーション、東部出張所)又は指定金融機関にて納付期限内に納付ください。

≪開所時間≫ ※年末年始等、下記の限りでない場合があります。

龍ヶ崎市役所 会計課(本庁舎1階)	平日9時～17時
市民窓口ステーション	10時30分～19時 (土日祝も開所 ※サプラの休館日は閉所)
東部出張所	平日9時～17時

1 3. 土曜利用の変更

土曜日の利用を開始、または終了する（平日のみの利用に変更する）場合、『保育ルーム土曜利用変更申出書』を変更希望月の前月15日までに各保育ルームまたは保育課に届け出てください。

保育の必要事由が就労の場合、両親ともに土曜日に就労しているかどうか、就労証明書上で確認致します。土曜日を含まない勤務の場合には土曜利用の希望を受付けられませんのでご注意ください。

1 4. 退所となる場合

次のいずれかへの該当により、保育ルームを退所となる場合があります。予めご承知おきください。

- (1)保育ルーム入所資格に該当しないと判断されたとき
- (2)保育ルーム利用中の保護者が育児休業を取得、または退職したとき
- (3)児童の保育ルームへの通所が、不定期または限定されているなど、保育ルーム入所の必要性が乏しいと判断されたとき
- (4)健康または行動に著しい問題があり、児童本人や他の入所児童の健康または安全上、保育ルームにおいて保育することに支障があると判断されたとき
- (5)正当またはやむを得ない事情※もなく、保護者負担金を長期（概ね3カ月）にわたり滞納したとき

※正当またはやむを得ない事情とは、失業、傷病・介護(本人・親族等)、災害などによる収入や支出の急激な変化を伴う場合を指します。

1 5. おやつ代

月額2,000円です。各保育ルームにお支払いください。

月額金額は、長期休み期間（夏休み・冬休み・春休み）などはこの限りではない場合がありますので、各保育ルームにお問合せください。

途中入退所に伴うおやつ代の返金等のお問合せは各保育ルームへお願いいたします。

1 6. スポーツ安全保険への加入

保育ルームで活動時間中の万一の事故等の備えとして、スポーツ安全保険への加入をお願いします。

保育ルーム内の活動（保育ルームから帰宅までを含む）時にケガ等を負い、その際のケガ等が原因で1日以上通院した場合に保険金が給付されます。

保険料は年額800円で、年度内有効となります。保険料については、各保育ルームにお支払いください。なお、令和7年度より保険への加入業務は委託事業者へ委託しております。

年間掛金 / 1人当り		800円（年度内有効）
傷害保険 金額	死亡	3,000万円
	後遺障害（最高）	4,500万円
	事故の日からその日を 含めて180日以内	入院日額（180日限度） 4,000円
		通院日額（30日限度） 1,500円
賠償責任保険支払限度額（免責金額なし）		対人・対物賠償合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人2億円
突然死葬祭費用保険支払限度額		180万円

17. よくあるご質問

Q1. 現在、学童保育ルームに在籍しています。次年度も利用したい場合は、改めて申請が必要ですか？

A1. 必要です。学童保育ルームの利用承認は年度単位（同じ学年の間だけ）なので、次の年度（学年）でも利用を希望する場合は、毎年申請をする必要があります。

Q2. それぞれの締切日を教えてください。

A2. 下表に各申請の締切日をまとめましたのでご確認ください。

入所申込み（再入所含む）	前月15日（4月・8月・長期休みを除く） ※受付期間は3ページ参照
土曜利用の変更	前月15日
早朝利用の変更	利用希望日の2日前 ※月途中可
退所	退所を希望する日 ※月途中可
申込みの取下げ	申込んだ利用開始日の前日
利用料の減免申請	前月末（申込みをした次の月の利用料から適応）
振替口座の登録	振替予定日の1か月前 ※予定日は6ページ参照

Q3. 月12日以上勤務（その他保育に欠ける事由）があっても、勤務終了時間（通勤時間を含む）が学校終了時刻よりも早い場合は利用できないのですか？

A3. 保護者が仕事や病気等で児童の保育にあたれない場合が対象となるため、利用できません。長期休みは対象となる場合がありますので、保育課へご相談ください。

Q4. 退所したのに負担金の引き落としがありました。

A4. 学童保育ルームの保護者負担金は、利用した次の月末に引き落としをしています。また、月末が土日祝にかかる場合はその次の平日が引き落とし日です。

18. 龍ヶ崎市保育ルーム一覧



名称	所在地	電話番号
龍ヶ崎小保育ルーム	市3316番地	[A] 070-7591-6752 [B] 070-7591-6753 [C] 070-7591-6774
八原小保育ルーム	藤ヶ丘1丁目22番地4	[A] 070-7591-6768 [B] 070-7591-6769 [C] 070-7591-6770 [D] 070-7591-6771 [E] 070-7591-6772
馴柴小保育ルーム	若柴町3135番地	[A] 070-7591-6758 [B] 070-7591-6759 [C] 070-7591-6760 [D] 070-7591-6761
川原代小保育ルーム	川原代町3518番地	070-7591-6775
龍ヶ崎西小保育ルーム	市8810番地	[A] 070-7591-6756 [B] 070-7591-6757
馴馬台小保育ルーム	平台4丁目23番地1	[A] 070-7591-6764 [B] 070-7591-6765
久保台小保育ルーム	久保台2丁目3番地	[A] 070-7591-6766 [B] 070-7591-6767
城ノ内小保育ルーム	城ノ内5丁目27番地	[A] 070-7591-6776 [B] 070-7591-6777 [C] 070-7591-6778 [D] 070-7591-6779
北竜台学園保育ルーム	長山3丁目1番地	[A] 070-7591-6762 [B] 070-7591-6763 [C] 070-7591-6755